

小千谷市チャレンジショップ2号店出店者募集要領

1. 目的

小千谷市は、中心市街地の賑わいを創出し、地域の活性化を図るため、市内で事業を始めようとする意欲のある方に対し、市が設置するチャレンジショップにおいて事業を試す機会を提供します。

2. 募集内容

(1) 所在地 小千谷市本町1丁目7番6号(旧吉仙茶店)

(2) 業種

①小売業

②サービス業

③その他、市長が適当と認めるもの

※調理を伴う飲食業など、店舗内で火を扱う業種は対象外とします。

(3) 区画数

1区画(49.09平方メートル)

(4) 出店者負担金

25,000円/月(電気料金、ガス料金及び水道・下水道料金は別途)

※6か月分を前納していただきます。支払後の返金はありません

※業種によっては、別途出店者負担金がかかる場合があります。

3. 設備等

(1) 電気設備

①コンセント：100V、2口17箇所

②エアコン：2台(店舗1台、バックヤード1台)

③一口IHクッキングヒーター

(2) 水道設備

①ミニキッチン

②トイレ

(3) その他

①チャレンジショップは店舗兼住宅内に設置されており、建物所有者が住宅部分に居住しています。ただし、店舗部分は住宅部分から独立した構造です。

②電気及び水道等の契約は、出店者自身で行っていただきます。

③チャレンジショップの周囲及び隣接するアーケードの除雪は、定休日も含め出店者自身で行っていただきます。

4. 応募要件

(1) 対象者（応募資格）

次の要件をすべて満たす方。

- ①市内で起業若しくは開業等を目指す、または創業しておおむね1年以内の個人、グループ、団体あるいは法人であること。
- ②自主性をもってチャレンジショップの店舗運営を行うこと。
- ③協調性をもって地域及び商店街等の活動に意欲的に参加すること。
- ④チャレンジショップ出店の日までに、チャレンジショップを営むために必要な許認可が取得できること（当該許認可が必要な業種で事業を行う場合に限る）。
- ⑤チャレンジショップの出店契約期間（以下「契約期間」という。）満了後、市内において引き続き本格的に開業する意思のあること。
- ⑥市税等を滞納していないこと。
- ⑦小千谷市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(2) 出店期間

原則として、市と出店契約を締結してから12ヶ月以内とし、開店準備及び退店に係る期間を含みます。その後6ヶ月毎に更新でき、2年間出店できます。

ただし、2年目を終えた時点で次の出店者が決定していない場合は、3年目も出店可能です。また、3年目の出店者負担金は50,000円/月とします。その後の継続については市との協議とします。

(3) 営業日

原則として、週4日以上営業すること。

(4) 営業時間

原則として、午前9時30分から午後8時までの間で週合計24時間以上営業すること。

(5) 定休日

原則として、土日を除く曜日で設定すること。

(6) 備品の持込等の制限

備品の持込及び付帯工事を行う場合は、市および建物所有者の了承を得ること。

(7) その他

- ①許認可が必要な業種・事項は出店までに、出店者自身が取得すること。
- ②出店後は、営業状況を毎月報告すること。
- ③法令・公序良俗に反する事業、政治性又は宗教性のある事業はできません。
- ④施設全体の景観に関する視点（デザインコントロール）から、看板の設置や掲示を制限する場合があります。
- ⑤出店者の駐車場は、出店者自身が別途確保すること。

- ⑥その他、施設の目的または本募集要領に違反した場合、施設管理者の指示に従わなかった場合または施設若しくはその設備に不具合を生じさせた場合、契約期間中であっても退店を求めることがあります。

5. 応募書類

- (1) 小千谷市チャレンジショップ出店申請書（様式第1号）
- (2) 小千谷市チャレンジショップ事業計画書（様式第2号）
- (3) 履歴書（法人の場合は、代表者の履歴書）〔任意様式〕
- (4) 住民票の写し（法人の場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類）
- (5) 市税等に滞納がないことの証明書
- (6) 誓約書（出店申請書裏面）
- (7) 開業の届出の写し（申請者が個人事業主で届出を行っている場合）
- (8) 営業許可証の写し（既に許認可を必要とする業種を営んでいる場合）

6. 応募スケジュール

- (1) 受付期間：令和8年6月1日（月）～7月10日（金）
※6月19日（金）に店舗の内覧を実施します。内覧を希望する方は、6月18日（木）午後5時までに商工振興課までご連絡ください。
- (2) 書類・面接選考：令和8年7月中旬～下旬
- (3) 決定見込：令和8年7月下旬
※決定後、8月19日（水）までに営業許可証（許認可が必要な業種の場合）を速やかに提出してください。
- (4) 利用開始日：令和8年8月1日（土）
※利用開始後、9月11日（金）までに開店できるよう準備を行ってください。

7. 応募方法・選考方法

- (1) 出店者の公募は、チラシ、広報紙及びホームページ等により行います。
- (2) 応募書類（上記「5.」）は、受付期間内に商工振興課まで持参、郵送またはメールにて提出すること。
- (3) 選考は、書類審査及び面接にて行います。

8. お問い合わせ・申込み先

小千谷市役所 商工振興課 地域産業係

〒947-8501 小千谷市城内二丁目7番5号

TEL：0258-83-3556 e-mail：syoko-c@city.ojiya.niigata.jp